

**令和６年度　介護サービス事業者実地指導提出資料**

**自主点検表８　定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 開設法人の名称 |  |
| 開設法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 記入者名 |  |
| 連絡先 | 　電話： | 　ＦＡＸ： |
| 　Ｅメール： |
| 記入年月日 | 　令和　　年　　月　　日 |

R6.6.1版

 自主点検表記入要領

（１）「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。

（２）「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き

「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」

等の選択肢が記載されている場合もあります。）

自主点検における留意事項

（１）毎年定期的に実施し、項目ごとの基準を確認してください。

（２）事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| 条例 | 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第9号） |
| 平18-0331004 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号･老振発第0331004号･老老発第0331007号） |
| 平18厚告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） |
| 平18-0331005 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号･老振発第0331005号･老老発第0331018号） |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 令6老0315 | 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号） |

**自主点検表目次**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | ページ |
| 第１ | 一般原則 | ５ |
| １　　 | 一般原則 | ５ |
| 第２ | 基本方針 | ５ |
| １ | 基本方針 | ５ |
| 第３ | サービスの種類 | ５ |
| １　　 | 基本サービス | ５ |
| 第４ | 人員に関する基準 | ６ |
|  | （用語の定義） | ６ |
| １　　 | 従業員の員数 | ７ |
|  | （１）オペレーター | ７ |
|  | （２）定期巡回サービスを行う訪問介護員等 | ８ |
|  | （３）随時訪問サービスを行う訪問介護員等 | ８ |
|  | （４）訪問看護サービスを行う看護師等 | ９ |
|  | （５）計画作成責任者 | １０ |
| ２ | 管理者 | １０ |
| 第５ | 設備に関する基準 | １０ |
| １ | 設備及び備品等 | １０ |
| 第６ | 運営に関する基準 | １１ |
| １ | 内容及び手続きの説明並びに同意 | １１ |
| ２ | 提供拒否の禁止 | １２ |
| ３ | サービス提供困難時の対応 | １３ |
| ４ | 受給資格等の確認 | １３ |
| ５ | 要介護認定等の申請に係る援助 | １３ |
| ６ | 心身の状況等の把握 | １３ |
| ７ | 指定居宅介護支援事業者等との連携 | １３ |
| ８ | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | １３ |
| ９ | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | １３ |
| １０ | 居宅サービス計画等の変更の援助 | １４ |
| １１ | 職務を証する書類の携行 | １４ |
| １２ | サービスの提供の記録 | １４ |
| １３ | 利用料等の受領 | １４ |
| １４ | 保険給付の請求のための証明書の交付 | １５ |
| １５ | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 | １５ |
| １６ | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 | １５ |
| １７ | 主治の医師との関係 | １６ |
| １８ | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 | １６ |
| １９ | 同居家族に対するサービス提供の禁止 | １８ |
| ２０ | 利用者に関する市町村への通知 | １９ |
| ２１ | 緊急時等の対応 | １９ |
| ２２ | 管理者の責務 | １９ |
| ２３ | 運営規程 | １９ |
| ２４ | 勤務体制の確保等 | １９ |
| 項目 | 内容 | ページ |
| ２５ | 業務継続計画の策定等 | ２２ |
| ２６ | 衛生管理等 | ２２ |
| ２７ | 掲示 | ２４ |
| ２８ | 秘密保持等 | ２４ |
| ２９ | 広告 | ２４ |
| ３０ | 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | ２４ |
| ３１ | 苦情処理 | ２４ |
| ３２ | 地域との連携等 | ２５ |
| ３３ | 事故発生時の対応 | ２７ |
| ３４ | 虐待の防止 | ２７ |
| ３５ | 会計の区分 | ２９ |
| ３６ | 記録の整備 | ２９ |
| ３７ | 介護職員等による喀痰吸引等について | ３１ |
| 第７ | 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 | ３１ |
| １ | 適用除外 | ３１ |
| ２ | 指定訪問看護事業所との連携 | ３２ |
| 第８ | 変更の届出等 | ３２ |
| １ | 変更の届出等 | ３２ |
| 第９ | 介護給付費の算定及び取扱い | ３２ |
| １ | 基本報酬の算定 | ３２ |
| ２ | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | ３５ |
| ３ | 業務継続計画未策定減算 | ３５ |
| ４ | 通所サービスの減算 | ３５ |
| ５ | 同一建物若しくは隣接する敷地内の建物の減算 | ３６ |
| ６ | 中山間地域等居住者加算 | ３６ |
| ７ | 緊急時訪問看護加算（一体型のみ） | ３７ |
| ８ | 特別管理加算（一体型のみ） | ３８ |
| ９ | ターミナルケア加算（一体型のみ） | ３９ |
| １０ | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い（一体型のみ） | ４０ |
| １１ | サービス種類相互の算定関係 | ４０ |
| １２ | 初期加算 | ４０ |
| １３ | 退院型共同指導加算（一体型のみ） | ４１ |
| １４ | 総合マネジメント体制強化加算 | ４１ |
| １５ | 生活機能向上連携加算 | ４２ |
| １６ | 認知症専門ケア加算 | ４５ |
| １７ | 口腔連携強化加算 | ４６ |
| １８ | サービス提供体制強化加算 | ４７ |
| １９ | 介護職員等処遇改善加算 | ４９ |
| 第１０ | その他 | ５６ |
| １ | 介護サービス情報の公表 | ５６ |
| ２ | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | ５６ |

| 自主点検項目 | 点検のポイント | 点検結果 | 参考【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| １　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる　いない | 条例第3条第1項 |
|  | ②　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる　いない | 条例第3条第2項 |
|  | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第3条第3項 |
|  | ④　指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。　※「科学的介護情報システム」（ＬＩＦＥ）の活用 | いる　いない | 条例第3条第4項 |
|  | ⑤　法人の役員や事業所の従業員が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。 | いる　いない | 条例第3条第5項第2号 |
| 第２　基本方針 |
| １　基本方針 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとしていますか。 | いる　いない | 条例第4条 |
| 第３　サービスの種類 |
| １　基本サービス  | 基本方針に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとなっていますか。  | いる　いない | 条例第5条 |
|  | （１）「定期巡回サービス」訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 |  | 条例第5条第1号 |
|  | ※　「定期的」とは原則として１日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については、短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定してください。  |  | 平18-0331004第3の一の1(2)① |
|  | ※　「訪問介護員等」とは、次のいずれかです。 ア　介護福祉士イ　看護職員（看護師、准看護師）ウ　介護職員初任者研修課程を修了した者エ　介護保険法施行前にウの研修に相当する研修を終了した者 |  | 施行令第3条 |
|  | ※　訪問介護員は、介護保険法施行令第３条第１項各号に掲げる研修の課程のうち、介護職員初任者研修課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とされていますが、施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程及び訪問介護に関する２級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱い、また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 |  | 介護員養成研修の取扱細則について(平24老振発0328第9号)Ⅰの6 |
|  | （２）「随時対応サービス」あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）による対応の要否等を判断するサービス  |  | 条例第5条第2号 |
|  | ※　利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行ってください。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めてください。 |  | 平18-0331004第3の一の1(2)② |
|  | （３）「随時訪問サービス」随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 |  | 条例第5条第3号 |
|  | ※　随時の通報があってから、概ね３０分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めてください。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得てください。 |  | 平18-0331004第3の一の1(2)③ |
|  | （４）「訪問看護サービス」指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 |  | 条例第5条第4号 |
|  | ※　医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれます。 |  | 平18-0331004第3の一の1(2)④ |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る指定を併せて受けることは差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の1(2)⑤ |
|  | ※　一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は一の事務所であることが原則ですが、地域の実情に応じて、一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と別の事務所（以下「サテライト拠点」という。）を併せて指定を行うことは差し支えありません。例えば事業の実施圏域が広範にわたる場合に、定期巡回サービスや随時訪問サービスについて、利用者のニーズに即応できる体制を確保し、より効率的に行うため、本体となる事務所との緊密な連携を確保した上で、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うサテライト拠点を置くことが想定されるものです。また、隣接する複数の市町村で一の事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合においては、一の市町村に随時対応サービスを行う拠点がある場合は、別の市町村の区域内に随時対応サービスを行う拠点がないことは差し支えないものです。 |  | 平18-0331004第3の一の1(2)⑥ |
| 第４　人員に関する基準 |
| （用語の定義） | ※　「常勤」とは　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平18-0331004第2の2(3) |
|  | ※　「専ら従事する・専ら提供に当たる」とは原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平18-0331004 第2の2(4) |
|  | ※　「常勤換算方法」とは　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。　ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 |  | 平18-0331004 第2の2(1) |
| １　従業者の員数（１）オペレーター | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて１以上確保されるために必要な数以上配置していますか。 | いる　いない | 条例第6条第1項第1号 |
| ※　オペレーターは提供時間帯を通じて１以上配置している必要がありますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後６時から午前８時までの時間帯については、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時１以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものです。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①ロ |
|  | ②　看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員（以下、「看護師、介護福祉士等」という。）のいずれかの資格を有していますか。 | いる　いない | 条例第6条第2項 |
|  | ※　オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては、３年以上）従事した者をオペレーターに充てることができることとしています。この場合、「１年以上（３年以上）従事」とは、単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものです。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①イ |
|  | ③　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等となっていますか。 | いる　いない | 条例第6条第3項 |
|  | ※　同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができます。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①ニ |
|  | ④　オペレーターは専らその職務に従事していますか。 | いる　いない | 条例第6条第4項 |
|  | ※　利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 |  |  |
|  | ※　オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすものです。また、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしていますが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた３６５日２４時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①ハ |
|  | ※　オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができます。なお、「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合です。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①ホ |
|  | ⑤　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合、④の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てていますか。ア　指定短期入所生活介護事業所イ　指定短期入所療養介護事業所ウ　指定特定施設エ　指定小規模多機能型居宅介護事業所オ　指定認知症対応型共同生活介護事業所カ　指定地域密着型特定施設キ　指定地域密着型介護老人福祉施設ク　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ケ　指定介護老人福祉施設コ　介護老人保健施設サ　介護医療院  | いる　いない該当なし | 条例第6条第5項 |
|  | ※　当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取り扱うことができます。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方については④と同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意してください。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)①ヘ |
| （２）定期巡回サービスを行う訪問介護員等 | ⑥　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。 | いる　いない | 条例第6条第1項第2号 |
| ※　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数については、必要な数としていますが、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)② |
| （３）随時訪問サービスを行う訪問介護員等 | ⑦　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上配置していますか。 | いる　いない | 条例第6条第1項第3号 |
| ⑧　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスに従事していますか。 | いる　いない | 条例第6条第6項 |
|  | ※　利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。 |  |
|  | ※　午後６時から午前８時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)③イ |
| ※　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、④及び⑧の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができます。 |  | 条例第6条第7項 |
|  | ※　オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、⑦にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。 |  | 条例第6条第8項 |
|  | ※　看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めています。なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)③ロ |
| （４）訪問看護サービスを行う看護師等 | ⑨　次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を配置していますか。 |  | 条例第6条第1項第4号 |
| ア　保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で２．５以上 | いる　いない該当なし |
| イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 | いる　いない該当なし |
|  | ※　看護職員の員数については常勤換算方法で２．５人以上としていますが、これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④イ |
|  | ⑩　看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（常勤看護師等）を配置していますか。 | いる　いない該当なし | 条例第6条第9項 |
|  | ※　勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとします。ア　勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員１人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。イ　勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④ロ |
|  | ※　サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めるものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④ハ |
|  | ※　看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えありません。ただし、看護師等の資格を有している者が訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできないものです（当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取扱います。）。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④ニ |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で２．５以上配置されていることで、双方の基準を満たします。なお、これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で２．５以上の看護職員の配置が必要であることに留意してください。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④ホ |
|  | ⑪　看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制を確保していますか。 | いる　いない該当なし | 条例第6条第10項 |
|  | ※　訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めてはいませんが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち１人以上の者との連絡体制を確保しなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④ト |
|  | ※　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください（配置しないことも可能です。）。 |  | 平18-0331004第3の一の2(1)④チ |
| （５）計画作成責任者 | ⑫　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者として配置していますか。 | いる　いない | 条例第6条第11項 |
|  | ※　（１）から（４）までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から１人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として３年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意してください。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものです。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものです。  |  | 平18-0331004第3の一の2(1)⑤ |
| ２　管理者 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していますか | いる　いない | 条例第7条 |
|  | ※　ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はないものです。ア　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合 イ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合ウ　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。） |  | 平18-0331004第3の一の2(2) |
| 第５　設備に関する基準 |
| １　設備及び備品等 | ①　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区域を設けていますか。 | いる　いない | 条例第8条第1項 |
| ②　サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる　いない |
|  | ※　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の3(1) |
|  | ※　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の3(2) |
|  | ※　特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。 |  | 平18-0331004第3の一の3(3) |
|  | ③　利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 |  | 条例第8条第2項 |
|  | 　ア　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 | いる　いない |
|  | イ　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 | いる　いない |
|  | ※　アに掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の情報等を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。 |  |
|  | ※　利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものです。 |  | 平18-0331004第3の一の3(5) |
|  | ※　イの利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければなりませんが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の3(4) |
|  | ④　利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。 | いる　いない | 条例第8条第3項 |
|  | ⑤　利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものとなっていますか。 | いる　いない | 平18-0331004第3の一の3(6) |
|  | ※　利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えないものです。 |  |
|  | ※　利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の一の3(7) |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間対応型訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、①～④に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第8条第4項 |
| 第６　運営に関する基準 |
| １　内容及び手続きの説明並びに同意 | 　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる　いない | 条例第9条第1項 |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。ア　運営規程の概要イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制ウ　事故発生時の対応エ　苦情処理の体制オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 |  | 平18-0331004第3の一の4(2)① |
|  | ※　わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものです。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当です。 |  |  |
|  | ※　特に、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容、他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(2)② |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなします。 |  | 条例第9条第2項 |
|  | （１）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）（２）　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。 |  | 条例第9条第3項 |
|  | ※　電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。（１）　電磁的方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの（２）　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第9条第5項 |
|  | ※　承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りではありません。 |  | 条例第9条第6項 |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいませんか。 | いる　いない | 条例第10条 |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(3) |
| ※　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護　を提供することが困難な場合 |  |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる　いない | 条例第11条 |
| ４　受給資格等の確認 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる　いない | 条例第12条第1項 |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないことを規定したものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(5)① |
|  | ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努めていますか。 | いる　いない事例なし | 条例第12条第2項 |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる　いない事例なし | 条例第13条第1項 |
|  | ※　要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。 |  | 平18-0331004第3の一の4(6)① |
|  | ②　指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 条例第13条第2項 |
| ６　心身の状況等の把握 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる　いない | 条例第14条 |
| ７　指定居宅介護支援事業者等との連携 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる　いない | 条例第15条第1項 |
| ②　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる　いない | 条例第15条第2項 |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | ①　利用申込者が介護保険法施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 | いる　いない | 条例第16条 |
|  | ②　指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | いる　いない |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供していますか。 | いる　いない | 条例第17条 |
| ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、適切な連携を図るものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(9) |
| １０　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 条例第18条 |
| １１　職務を証する書類の携行 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に職務を証する書類（証書や名札等）を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる　いない | 条例第19条 |
|  | ※　この証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(11) |
| １２　サービスの提供の記録 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 | いる　いない | 条例第20条第1項 |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないことを規定したものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(12)① |
|  | ②　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | いる　いない | 条例第20条第2項 |
|  | ※　「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意した手帳等に記載するなどの方法です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(12)② |
| １３　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | いる　いない | 条例第21条第1項 |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供される指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(13)① |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第21条第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。　ア　利用者に、当該事業が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。 |  | 平18-0331004第3の一の4(13)② |
|  | ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第21条第3項 |
|  | ④　③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ－ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第21条第4項 |
|  | ⑤　利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収をしていませんか。 | いる　いない | 平18-0331004第3の一の4(13)⑤ |
|  | ※　利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。 |  |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる　いない | 法第42条の2第9項 |
|  | ※　領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。　　また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。 |  | 施行規則第65条の5 |
| １４　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる　いない事例なし | 条例第22条 |
| １５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 | ①　定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしていますか。 | いる　いない | 条例第23条第1項 |
| ②　事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 | いる　いない | 条例第23条第2項 |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(15)① |
| １６　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 | ①　定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第1号 |
| ②　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第2号 |
|  | ※　随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めるべきものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(15)② |
|  | ③　随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第3号 |
| ④　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第4号 |
| ※　訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って行ってください。 |  | 平18-0331004第3の1の4(15)③ |
|  | ⑤　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第5号 |
| ⑥　特殊な看護等については、これを行っていませんか。 | いる　いない | 条例第24条第6号 |
| ※　訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(15)④ |
|  | ⑦　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第7号 |
|  | ⑧　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。 | いる　いない | 条例第24条第8号 |
|  | ⑨　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | いる　いない | 条例第24条第9号 |
|  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(15)⑤ |
|  | ⑩　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | いる　いない | 条例第24条第10号 |
|  | ⑪　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。 | いる　いない | 条例第24条第11号 |
|  | ※　利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(15)⑥ |
| １７　主治の医師との関係 | ①　常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。 | いる　いない　該当なし | 条例第25条第1項 |
|  | ※　常勤看護師等は、指示書に基づき訪問看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(16)① |
|  | ②　訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。 | いる　いない　該当なし | 条例第25条第2項 |
|  | ※　訪問看護サービスの利用対象者は、その主治医が訪問看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護サービスに係る指示の文書（以下「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(16)② |
|  | ③　主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。 | いる　いない　該当なし | 条例第25条第3項 |
|  | ※　主治医と連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(16)③ |
|  | ※　訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(16)④ |
|  | ※　保険医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えありません。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(16)⑤ |
| １８　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 | ①　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。 | いる　いない | 条例第26条第1項 |
| ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)① |
|  | ②　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 | いる　いない | 条例第26条第2項 |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。 |  |  |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的内容を定めることができることとしたものです。この場合において、利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ってください。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)② |
|  | ③　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成していますか。 | いる　いない | 条例第26条第3項 |
| ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないこととしたものです。ここでいう「定期的に」とは、概ね１月に１回程度行われることが望ましいですが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとします。なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものです。なお、アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいですが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われることも差し支えありません。この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメント及びモニタリングを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であって、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在地の日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。また、当該アセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされないことに留意してください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)③ |
|  | ④　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。 | いる　いない | 条例第26条第4項 |
|  | ※　訪問看護サービスを利用しない利用者に記載すべき内容に加えて、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載するものです。ただし、当該内容等の記載に当たっては、看護に関する十分な知見を有することが求められることから、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等の助言、指導等の必要な管理のもと行わなければならないこととしたものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)④ |
|  | ⑤　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、④の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、⑥に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第26条第5項 |
|  | ⑥　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる　いない | 条例第26条第6項 |
| ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望並びに訪問看護サービスの利用に係る主治医の指示を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容等を十分に説明した上で利用者の同意を得なければならないこととしたものです。したがって、計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。なお、常勤看護師等ではない計画作成責任者は当該計画に記載された訪問看護サービスに係る内容等の説明に当たっては、利用者及び利用者の家族等が十分に訪問看護サービスの内容等を理解できるよう常勤看護師等による必要な協力を得た上で説明を行うものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)⑤ |
| ⑦　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。 | いる　いない | 条例第26条第7項 |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成１２年３月３０日老企第５５号）に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)⑦ |
|  | ⑧　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていますか。 | いる　いない | 条例第26条第8項 |
| ※　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行ってください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)⑧ |
| ⑨　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う際にも、①～⑦に準じて取り扱っていますか。 | いる　いない | 条例第26条第9項 |
|  | ⑩　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。 | いる　いない該当なし | 条例第26条第10項 |
|  | ※　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載します。なお、報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（当該計画を診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)⑨ |
|  | ⑪　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第26条第11項 |
|  | ※　常勤看護師等にあっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った実施状況を把握し、訪問看護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(17)⑩ |
|  | ⑫　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | いる　いない | 平18-0331004第3の一の4(17)⑫ |
| １９　同居家族に対するサービス提供の禁止 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていませんか。 | いる　いない | 条例第27条 |
| ２０　利用者に関する市への通知 | ①　利用者が、正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる　いない事例なし | 条例第28条 |
|  | ②　利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる　いない事例なし |  |
| ２１　緊急時等の対応 | ①　従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第29条第1項 |
|  | ②　①の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。 | いる　いない | 条例第29条第2項 |
| ２２　管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。 | いる　いない | 条例第30条第1項 |
|  | ②　管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる　いない | 条例第30条第2項 |
|  | ③ 計画作成責任者は、利用の申込みに係る調整等のサービスの内容等の管理を行っていますか。 | いる　いない | 条例第30条第3項 |
|  | ※　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者と計画作成責任者の役割分担について規定したものであり、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うこととし、計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整及びサービスの内容の管理を行うこととしたものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(20) |
| ２３　運営規程 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容 | いる　いないいる　いない | 条例第31条 |
|  | ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)① |
|  | 　ウ　営業日及び営業時間 | いる　いない | 条例第31条 |
|  | ※　営業日は３６５日と、営業時間は２４時間と記載してください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)② |
|  | 　エ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 | いる　いない | 条例第31条 |
|  | ※　「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容」とは、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの内容を指すものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)③ |
|  | オ　通常の事業の実施地域 | いる　いない | 条例第31条 |
|  | ※　通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものです。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。さらに、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもあります。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)⑤ |
|  | カ　緊急時等における対応方法キ　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法ク　虐待の防止のための措置に関する事項 | いる　いないいる　いないいる　いない | 条例第31条 |
|  | ※　「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。 |  | 平18-0331004第3の一の4(21)⑥ |
|  | ケ　その他運営に関する重要事項 | いる　いない | 条例第31条 |
| ２４　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。　 | いる　いない | 条例第32条第1項 |
|  | ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(22)① |
|  | ②　事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供していますか。 | いる　いない | 条例第32条第2項 |
|  | ※　ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。 |  |
|  | ※　事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものです。なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(22)② |
|  | ※　事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するべきですが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所に対して、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの事業の一部を委託することができることとしたものです。この場合において、「事業の一部」の範囲については市長が判断することとなりますが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意してください。したがって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。（一部委託の例）ア　利用者５０人を担当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者１０人に係る定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託イ　深夜帯における随時対応サービス及び随時訪問サービスを、指定夜間対応型訪問介護事業所に委託（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は定期巡回サービスを実施） |  | 平18-0331004第3の一の4(22)③ |
|  | ③　上記②の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けていますか。 | いる　いない | 条例第32条第3項 |
|  | ※　随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間での一体的実施ができることとしたものです。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村・都道府県を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確実に確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものです。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものですが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければなりません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(22)④ |
|  | ④　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | いる　いない | 条例第32条第4項 |
|  | ⑤　適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第32条第5項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。事業主が講ずべき措置の具体的内容ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のた　　めの窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  | 平18-0331004第3の1の4(22)⑥ |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が５，０００万円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となりました。 |  |  |
|  | 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、ａ～ｃが規定されています。ａ　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備ｂ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）ｃ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） |  |  |
|  | ※　介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html |  |  |
| ２５　業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第32条の2第1項 |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。ア　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄　品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携 |  | 平18-0331004第3の一の4(23)② |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 条例第32条の2第2項 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(23)③ |
|  | ※　 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(23)④ |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる　いない | 条例第32条の2第3項 |
|  | ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(23)① |
| ２６　衛生管理等 | ①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる　いない | 条例第33条第1項 |
|  | ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | いる　いない | 条例第33条第2項 |
|  | ※　事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。 |  | 平18-0331004第3の一の4(24)① |
|  | ③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第33条第3項 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(24)② |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる　いない | 条例第33条第3項第1号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。（※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(24)②イ |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | いる　いない | 条例第33条第3項第2号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(24)②ロ |
|  | ウ　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 条例第33条第3項第3号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(24)②ハ |
|  | また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
| ２７　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる　いない | 条例第34条第1項 |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、訪問介護職員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。 |  | 平18-0331004第3の一の4(25)① |
|  | ※　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことをいいます。 |  |  |
|  | ※　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、事業所の掲示に代えることができます。 |  | 条例第34条第2項 |
|  | ②　重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 | いる　いない | 条例第34条第1項 |
|  | ※　ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。　介護保険法施行規則第１４０条の４４各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいものです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があります。 |  | 平18-0331004第3の一の4(25)① |
| ２８　秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない　いる | 条例第35条第1項 |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第35条第2項 |
|  | ※　具体的には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(26)② |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる　いない | 条例第35条第3項 |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(26)③ |
| ２９　広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていませんか。 | いない　いる | 条例第36条 |
| ３０　指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | 　指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない　いる | 条例第37条 |
| ３１　苦情処理 | ①　提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第38条第1項 |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置すること。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するた　めに講ずる措置の概要について明らかにすること。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載すること。エ　苦情に対する対応の内容について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。 |  | 平18-0331004第3の一の4(28)① |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる　いない | 条例第38条第2項 |
| ※　利用者及びその家族からの苦情に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(28)② |
|  | ③　提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる　いない事例なし | 条例第38条第3項 |
|  | ④　市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。 | いる　いない事例なし | 条例第38条第4項 |
|  | ⑤　提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる　いない事例なし | 条例第38条第5項 |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる　いない事例なし | 条例第38条第6項 |
| ３２　地域との連携等 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 | いる　いない | 条例第39条第1項 |
|  | ※　介護・医療連携推進会議は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(29)① |
|  | ※　地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、市医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。　　また、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。 |  |  |
|  |  |  |  |
|  | ア　利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。イ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。ウ　合同で開催する回数が、１年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。エ　外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。 |  |  |
|  | ※　事業所は、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。ア　自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。イ　外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。ウ　このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。エ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。オ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成２４年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人２４時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。 |  | 平18-0331004第3の一の4(29)② |
|  | ②　①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 | いる　いない | 条例第39条第2項 |
|  | ③　事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。 | いる　いない | 条例第39条第3項 |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 |  | 平18-0331004第3の1の4(29)④ |
|  | ④　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っていますか。 | いる　いない該当なし | 条例第39条第4項 |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(29)⑤ |
|  |  |  |  |
| ３３　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 条例第40条第1項 |
|  | ※　利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(30)① |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる　いない | 条例第40条第2項 |
|  | ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 |  | 平18-0331004第3の一の4(30)③ |
|  | ③　利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる　いない | 条例第40条第3項 |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平18-0331004第3の一の4(30)② |
| ３４　虐待の防止 | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。ア　虐待の未然防止指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。イ　虐待等の早期発見指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(31) |
|  | ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる　いない | 条例第40条の2第1号 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  | 平18-0331004第3の一の4(31)① |
|  | 　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。　また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | いる　いない | 条例第40条の2第2号 |
|  | ※　「虐待の防止のための指針」には次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平18-0331004第3の一の4(31)② |
|  | ③　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 条例第40条の2第3号 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平18-0331004第3の一の4(31)③ |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | いる　いない | 条例第40条の2第4号 |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、上記（①～③）に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。（※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 平18-0331004第3の一の4(31)④ |
| ３５　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる　いない | 条例第41条 |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日老計第８号）イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日老振発第１８号）ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成２４年３月２９日老高発第０３２９第１号） |   | 平18-0331004第3の一の4(32) |
| ３６　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる　いない | 条例第42条第1項 |
|  | ②　利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　主治の医師による指示の文書エ　訪問看護報告書オ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録カ　市への通知に係る記録キ　苦情の内容等の記録ク　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる　いない | 条例第42条第2項 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  | 平18-0331004第3の一の4(33) |
|  | ③　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。 | いる　いない | 条例第204条 |
|  | ※　電磁的記録についてア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　ａ　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　ｂ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　ウ　その他、地域密着型サービス基準第１８３条第１項及び予防基準第９０条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものはア及びイに準じた方法によること。 |  | 平18-0331004第5の1 |
|  | 　エ　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ④　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その　他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定される　ものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、　磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。 | いる　いない | 条例第204条第2項 |
|  | ※　電磁的方法とは（１）電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第１１条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。地域密着型サービス基準第３条の７２　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、重要事項説明書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用者申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。一 電子情報処理組織を使用する方法　イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。５　事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。一　第２項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの二　ファイルへの記録の方式６　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。（２）電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。（３）電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  | 平18-0331004第5の2 |
|  | （４）その他、基準第１８３条第２項及び予防基準第９０条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、（１）から（３）までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。（５）また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| ３７　介護職員等による喀痰吸引等について | ①　社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３、同法施行規則第２６条の２及び３に基づく、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 | 該当　非該当 | 社会福祉士及び介護福祉士法第48 条の3同法施行規則第26条の2、3 |
| ※　平成２４年４月１日から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できるようになりました。 |  |  |
|  | ※　制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。・　喀痰吸引等のパンフレット・　喀痰吸引等の制度説明（概要） |  |  |
|  | ②　認定特定行為業務従事者についてア　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者に行わせていますか。イ　認定特定行為従事者は何人いますか。　　　　　　人 | いる　いない | 平成23年11月11日社援発第1111 号厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ③　登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者についてア　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。）[　業務開始年月日　 平成・令和 　　年　　 月　　 日　] | いる　いない |  |
|  | ④　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。登録している行為の該当するものに○をつけてください。（たん吸引）口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内（経管栄養）胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 | いる　いない |  |
|  | ⑤　たん吸引等の業務の実施状況について介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。 | いる　いない |  |
|  | ⑥　対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成していますか。 | いる　いない | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第1項第3号 |
|  | ⑦　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | いる　いない | 平成23年11月11日社援発第1111 号厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ⑧　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | いる　いない |
|  | ⑨　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | いる　いない |
|  | ⑩　たん吸引等の実施に必要な事項を記載した業務方法書等を備え、喀痰吸引等業務に関する関係者に共有にしていますか。 | いる　いない |
| 第７　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 |
| １　適用除外 | ※　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第１５項第２号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、条例第６条第１項第４号、第９項、第１０項及び第１２項の規定については適用しません。 |  | 条例第43条第1項 |
|  | ※　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、条例第２５条、第２６条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第１０項から第１２項まで並びに第４２条第２項第３号及び第４号の規定は適用しません。 |  | 条例第43条第2項 |
|  | ※　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携指定訪問看護事業所が行うこととなります。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）に係る基準が全て適用されます。 |  | 平18-0331004第3の一の5(1) |
| ２　指定訪問看護事業所との連携 | ①　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしていますか。 | いる　いない | 条例第44条第1項 |
|  | ②　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施イ　随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保ウ　介護・医療連携推進会議への参加エ　その他必要な指導及び助言 | いる　いない | 条例第44条第2項平18-0331004第3の一の5(2)② |
| 第８　変更の届出等 |
| １　変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。ア　事業所の名称及び所在地イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等エ　事業所の平面図及び設備の概要オ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所カ　運営規程キ　連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地 | いる　いない | 施行規則第131条の13第1項第1号 |
|  | ②　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。 | いる　いない | 施行規則第131条の13第4項 |
| 第９　介護給付費の算定及び取扱い |
| １　基本報酬の算定（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）） | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間にのみ行うものを除く。以下この注及び注２において同じ。）を行った場合（訪問看護サービスを行った場合を除く。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。ア　要介護１　　　５，４４６単位イ　要介護２　　　９，７２０単位ウ　要介護３　　１６，１４０単位エ　要介護４　　２０，４１７単位オ　要介護５　　２４，６９２単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1イ 注1 |
|  | ②　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合（訪問看護サービスを行った場合に限る。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９８に相当する単位数を算定します。ア　要介護１　　　７，９４６単位イ　要介護２　　１２，４１３単位ウ　要介護３　　１８，９４８単位エ　要介護４　　２３，３５８単位オ　要介護５　　２８，２９８単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1イ 注2 |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）の（２）又は（３）若しくは（４）を算定する場合を除く）を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定します。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」という。）は算定しないものとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、夜間対応型訪問介護費は算定しないものとします。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(1) |
|  | ※　「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）は「通院が困難な利用者」に対して算定することとされていますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護サービスの提供が必要と判断された場合は訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）を算定できるものです。 |  | 平18-0331005第2の2(3)① |
|  | ※　訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護サービスを行った場合に算定します。 |  | 平18-0331005第2の2(3)② |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供するものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為に限ります。 |  | 平18-0331005第2の2(3)③ |
|  | ※　末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）は算定しません。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行うこととします。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(3)④ |
|  | ※　居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に１００分の９８を乗じて得た単位数を算定してください。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の１００分の９８）を算定してください。 |  | 平18-0331005第2の2(3)⑤ |
| （定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）） | ③　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。　ア　要介護１　　　５，４４６単位イ　要介護２　　　９，７２０単位ウ　要介護３　　１６，１４０単位エ　要介護４　　２０，４１７単位オ　要介護５　　２４，６９２単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1イ 注3 |
| （定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）） | ④　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間にのみ行うものに限る。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。（１）　基本夜間訪問サービス費（１月につき）　９８９単位利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合（２）　定期巡回サービス費（１回につき）　３７２単位利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合（３）　随時訪問サービス費（Ⅰ）（１回につき）　５６７単位利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合（４）　随時訪問サービス費（Ⅱ）（１回につき）　７６４単位次のいずれかに該当する場合において、１人の利用者に対して２人の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合ア　利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合ウ　長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合エ　その他利用者の状況等から判断して、アからウまでのいずれかに準ずると認められる場合 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1イ 注4 |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）は、基本夜間訪問サービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものですが、利用者はケアコール端末を有していることが条件となります。したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）に含まれず、通常の指定訪問介護を利用していることとなります。 |  | 平18-0331005第2の2(4)① |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を提供する時間帯は各事業所において設定することとなりますが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、２２時から６時までの間は最低限含むものとします。なお、８時から１８時までの時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、必要に応じて指定訪問介護を利用することとなります。 |  | 平18-0331005第2の2(4)② |
|  | ※　定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものです。 |  | 平18-0331005第2の2(4)③ |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）は、随時対応サービスに相当する部分のみを基本夜間訪問サービス費として１月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス又は随時訪問サービスについては出来高としたものです。基本夜間訪問サービス費については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができます。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、１回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、１回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなります。 |  | 平18-0331005第2の2(4)④ |
|  | ※　２人の訪問介護員等による随時訪問サービスについて、随時訪問サービス（Ⅱ）が算定される場合のうち、④（４）アの場合としては、体重が重い利用者に排せつ介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、④（４）ウの場合としては、利用者の心身の状況等により異なりますが、１つの目安としては１月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものです。したがって、単に安全確保のために２人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き随時訪問サービス費（Ⅱ）は算定されません。 |  | 平18-0331005第2の2(4)⑤ |
| ２　高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注5 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準ア　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するととも、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。イ　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。ウ　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。エ　ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  | 平27厚告95第44号の6 |
|  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、上記基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 |  | 平18-0331005第2の2(5) |
| ３　業務継続計画未策定減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注6 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準とは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないことをいいます。 |  | 平27厚告95第44号の7 |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については、上記基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。なお、経過措置として、令和７年３月３１日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  | 平18-0331005第2の2(6) |
| ４　通所サービスの減算 | 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間のみに行うサービスの所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、１日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。（１）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の訪問看護サービスを行わない場合又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）の所定単位数を算定する場合ア　要介護１　　　６２単位イ　要介護２　　１１１単位ウ　要介護３　　１８４単位エ　要介護４　　２３３単位オ　要介護５　　２８１単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注7 |
|  | （２）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の訪問看護サービスを行う場合の所定単位数を算定する場合ア　要介護１　　　９１単位イ　要介護２　　１４１単位ウ　要介護３　　２１６単位エ　要介護４　　２６６単位オ　要介護５　　３２２単位 |  |  |
| ５　同一建物若し　くは隣接する敷地内の建物の減算 | ①　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については１月につき６００単位を所定単位数から減算し、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については１月につき９００単位を所定単位数から減算し、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注8 |
|  | ※　「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の一階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものです。 |  | 平18-0331005第2の2(7)① |
|  | ※　当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。（同一敷地内建物等に該当しないものの例）・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  | 平18-0331005第2の2(7)② |
|  | ※　同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平18-0331005第2の2(7)③ |
|  | ※　同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物の定義ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が５０人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この　場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物　に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(7)④ |
| ６　中山間地域等居住者加算 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については１月につき、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注11 |
| ※　加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできないこととします。 |  | 平18-0331005第2の2(10) |
| ※　厚生労働大臣が定める地域飯能市（名栗／風影／阿寺／上久通／下久通）、越生町（梅園）、ときがわ町（全域）、秩父市（浦山上吉田／大滝／下吉田／吉田久長／吉田阿熊／吉田／荒川）、横瀬町（全域）、長瀞町（全域）、皆野町（全域）、小鹿野町（全域）、東秩父村（全域）、本庄市（本泉）、神川町（矢納／阿久原）、美里町（円良田）、寄居町（風布）、春日部市（宝珠花） |  |  |
| ７　緊急時訪問看護加算（一体型のみ） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　緊急時訪問看護加算（Ⅰ）　３２５単位（２）　緊急時訪問看護加算（Ⅱ）　３１５単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注12 |
| （１）緊急時訪問看護加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。イ　緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 |  | 平27厚告95第44号の8イ |
| （２）緊急時訪問看護加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　緊急時訪問看護加算（Ⅰ）アに該当するものであること。 |  | 平27厚告95第44の8ロ |
|  | ※　緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。 |  | 平18-0331005第2の2(11)① |
|  | ※　緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとします。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における緊急時訪問看護加算及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における２４時間対応体制加算は算定できません。 |  | 平18-0331005第2の2(11)② |
|  | ※　緊急時訪問看護加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認してください。 |  | 平18-0331005第2の2(11)③ |
|  | ※　緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(11)④ |
|  | ※　緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における２４時間連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていることを評価するものです。緊急時訪問看護加算（Ⅰ）を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか２項目以上を満たす必要があります。ア　夜間対応した翌日の勤務間隔の確保イ　夜間対応に係る勤務の連続回数が２連続（２回）までウ　夜間対応後の暦日の休日確保エ　夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 |  | 平18-0331005第2の2(11)⑤ |
|  | オ　ＩＣＴ、ＡＩ、ＩｏＴ等の活用による業務負担軽減カ　電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保 |  |  |
|  | ※　夜間対応とは、夜間（午後６時から午後１０時まで）、深夜（午後１０時から午前６時まで）、早朝（午前６時から午前８時まで）において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護サービスや、利用者や家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合とし、単に勤務時間割表等において夜間の対応が割り振られているが夜間対応がなかった場合等は該当しません。また、翌日とは、夜間対応の終了時刻を含む日をいいます。 |  | 平18-0331005第2の2(11)⑥ |
|  | ※　「夜間対応に係る連続勤務が２連続（２回）まで」は、夜間対応の始業時刻から終業時刻までの一連の対応を１回として考えます。なお、専ら夜間対応に従事する者は含まないものとします。また、夜間対応と次の夜間対応との間に暦日の休日を挟んだ場合は、休日前までの連続して行う夜間対応の回数を数えることとしますが、暦日の休日中に夜間対応が発生した場合には当該対応を１回と数えることとし、暦日の休日前までの夜間対応と合算して夜間対応の連続回数を数えます。「夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫」は、単に従業者の希望に応じた夜間対応の調整をする場合等は該当しません。「ＩＣＴ、ＡＩ、ＩｏＴ等の活用による業務負担軽減」は、例えば、看護記録の音声入力、情報通信機器を用いた利用者の自宅等での電子カルテの入力、医療情報連携ネットワーク等のＩＣＴを用いた関係機関との利用者情報の共有、ＩＣＴやＡＩを活用した業務管理や職員間の情報共有等であって、業務負担軽減に資するものが想定されます。なお、単に電子カルテ等を用いていることは該当しません。「電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保」は、例えば、利用者又はその家族等からの看護に関する連絡相談を担当する者からの対応方法等に係る相談を受けられる体制等が挙げられます。 |  | 平18-0331005第2の2(11)⑦ |
| ８　特別管理加算（一体型のみ） | 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、市長に対し、届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　特別管理加算（Ⅰ）　５００単位（２）　特別管理加算（Ⅱ）　２５０単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 注13 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等　　次のいずれかに該当する状態ア　医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態イ　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態ウ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態エ　真皮を越える褥瘡の状態オ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態 |  | 平27厚告94第33号 |
| （１）特別管理加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等上記アに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合 |  | 平27厚告94第34号 |
| （２）特別管理加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等上記イ、ウ、エ又はオに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合 |  | 平27厚告94第34号 |
|  | ※　特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。 |  | 平18-0331005第2の2(12)② |
|  | ※　特別管理加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。 |  | 平18-0331005第2の2(12)③ |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態」とは、ＮＰＵＡＰ（Ｎａｔｉｏｎａｌ　Ｐｒｅｓｓｕｒｅ　Ｕｌｃｅｒ　ｏｆ　Ａｄｖｉｓｏｒｙ　Ｐａｎｅｌ）分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はＤＥＳＩＧＮ分類（日本褥瘡学会によるもの）Ｄ３、Ｄ４若しくはＤ５に該当する状態をいいます。 |  | 平18-0331005第2の2(12)④ |
|  |  |  |  |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（１週間に１回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護サービス記録書に記録してください。 |  | 平18-0331005第2の2(12)⑤ |
|  | ※　「点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週３日以上行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週３日以上点滴注射を実施している状態をいいます。　　点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。 |  | 平18-0331005第2の2(12)⑥⑦ |
|  | ※　訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととします。 |  | 平18-0331005第2の2(12)⑧ |
| ９　ターミナルケア加算（一体型のみ） | 在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（死亡日及び死亡日前１４日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、２４時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき２，５００単位を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1注14 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準　ア　ターミナルケアを受ける利用者について２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。イ　主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。ウ　ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 |  | 平27厚告95第45号 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等　　次のいずれかに該当する状態ア　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態イ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 |  | 平27厚告94第35号 |
|  | ※　ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 |  | 平18-0331005第2の2(13)① |
|  | ※　ターミナルケア加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下「ターミナルケア加算等」という。）は算定できません。 |  | 平18-0331005第2の2(13)② |
|  | ※　１の事業所において、死亡日及び死亡日前１４日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ１日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定してください。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。 |  | 平18-0331005第2の2(13)③ |
|  | ※　ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければなりません。ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録イ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録ウ　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。 |  | 平18-0331005第2の2(13)④ |
|  | ※　ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、２４時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(13)⑤ |
|  | ※　ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めてください。 |  | 平18-0331005第2の2(13)⑥ |
| １０　主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い（一体型のみ） | 一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から１４日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）の訪問看護サービスを行わない場合に掲げる所定単位数を算定していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1注15 |
|  | ※　利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から１４日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）は算定しません。この場合においては日割り計算を行うこととし、日割り計算の方法については、当該月における、当該月の日数から当該医療保険の給付対象となる日数を減じた日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の日割り単価に乗じて得た単位数と、当該医療保険の給付対象となる日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者以外の利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の日割り単価に乗じて得た単位数とを合算した単位数を当該月の所定単位数とします。なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の2(14) |
| １１　サービス種類相互の算定関係 | ①　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を、算定していませんか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1注16 |
|  | ②　利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を、算定していませんか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1注17 |
|  | ※　短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行います。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）の基本夜間訪問サービス費の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とします。 |  | 平18-0331005第2の2(2)② |
| １２　初期加算 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（（Ⅲ）を除く）について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、１日につき３０単位を加算していますか。３０日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とします。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1ニ注 |
| １３　退院時共同指導加算（一体型のみ） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の訪問看護サービスを行う場合について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者については２回）に限り、６００単位を加算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1ホ注 |
|  | ※　退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、１人の利用者に当該者の退院又は退所につき１回（厚生労働大臣が定める状態（特別管理加算内の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等参照）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には２回）に限り、当該加算を算定できます。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定してください。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できます。また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331005第2の2(15)① |
|  | ※　２回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、１回ずつの算定も可能です。 |  | 平18-0331005第2の2(15)② |
|  | ※　複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。 |  | 平18-0331005第2の2(15)③ |
|  | ※　退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（２階の当該加算の算定が可能である者に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合を除く。）。 |  | 平18-0331005第2の2(15)④ |
|  | ※　退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録してください。 |  | 平18-0331005第2の2(15)⑤ |
| １４　総合マネジメント体制強化加算 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（（Ⅲ）を除く）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）　１，２００単位（２）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）　　　８００単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 ヘ注 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準　（１）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第46号 |
|  | ア　利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。 | いる　いない |  |
|  | イ　地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 | いる　いない |  |
|  | ウ　日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 | いる　いない |  |
|  | エ　地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 | いる　いない |  |
|  | オ　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | ａ　障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、世代間の交流（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む）を行っていること。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(16)② |
|  | ｂ　地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。 | いる　いない |  |
|  | ｃ　市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。 | いる　いない |  |
|  | ｄ　都道府県知事により居住支援法人の指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域の関係者等と協力しながら、地域の担い手として実施していること。 | いる　いない |  |
|  | （２）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）　（１）のア及びイに掲げる基準に適合すること。 | いる　いない |  |
|  | ※　総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組、また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものです。 |  | 平18-0331005第2の2(16)① |
| １５　生活機能向上連携加算（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の所定単位数を算定している場合に限る。）を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、１００単位を加算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 ト注 |
|  | ※　本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から３月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものです。 |  | 平18-0331005第2の2(17)② |
|  | ①　「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものとなっていますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①イ |
|  |  |  |  |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定。（１月目）訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。（２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。（３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。 |  | 平18-0331005第2の2(17)①ホ |
|  | ②　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行っていますか。なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとします。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)②イａ |
|  | ③　計画作成責任者は、②の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行っていますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)②イｂ |
|  | ④　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、②の助言の内容を記載していますか。 | いる　いない |
|  | ⑤　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。ア　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容イ　生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた３月を目途とする達成目標ウ　イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標エ　イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ハ |
|  | ⑥　⑤イ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ニ |
|  | ⑦　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定していますか。なお、②の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)②イｃ |
|  | ⑧　３月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告していますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)②イｄ |
|  | ⑨　再度②の助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合に、本加算を算定していますか。 | いる　いない |
| （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 　利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき２００単位を加算していますか。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しません。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 ト注 |
|  | ①　「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めていますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①イ |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定。（１月目）訪問介護員等は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。（２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。（３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。 |  | 平18-0331005第2の2(17)①ホ |
|  | ②　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行っていますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ロ |
|  | ※　カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもの差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 |  |  |
|  | ③　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。ア　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容イ　生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた３月を目途とする達成目標ウ　イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標エ　イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ハ |
|  | ④　③のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ニ |
|  | ⑤　②の評価に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む３月を限度として算定されるものであり、３月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直していますか。なお、当該３月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、３月間は本加算の算定が可能です。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ヘ |
|  | ⑥　本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及び③のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。 | いる　いない | 平18-0331005第2の2(17)①ト |
| １６　認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については１月につき、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に１日につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場　　　合ア　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　９０単位イ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　１２０単位（２）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合ア　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位イ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1チ注 |
| （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第3号の4イ |
|  | ア　事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。 | いる　いない |  |
|  | イ　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | いる　いない |  |
|  | ウ　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | いる　いない |  |
| （２）認知症専門ケア加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第3号の4ロ |
|  | 　　ア　認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ及びウの基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない |  |
|  | 　　イ　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が１００分の２０以上であること。 | いる　いない |  |
|  |  |  |  |
|  | 　　ウ　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | いる　いない |  |
|  | 　　エ　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | いる　いない |  |
|  | ※　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとします。なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 |  | 平18-0331005第2の2(18)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が２分の１以上、又は、Ⅲ以上の割合が１００分の２０以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近３月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の2(18)② |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(18)③ |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331005第2の2(18)④ |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(18)⑤ |
| １７　口腔連携強化加算 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（（Ⅲ）を除く）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り５０単位を加算していますか。 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1リ注 |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準　ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。イ　次のいずれにも該当しないこと。ａ　他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。ｂ　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。ｃ　当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 |  | 平27厚告95第46号の2 |
|  | ※　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)① |
|  |  |  |  |
|  | ※　口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 |  | 平18-0331005第2の2(19)② |
|  | ※　口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、「口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書」（別紙様式８）等により提供してください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)③ |
|  | ※　歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)④ |
|  | ※　口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行ってください。ただし、キ及びクについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。ア　開口の状態イ　歯の汚れの有無ウ　舌の汚れの有無エ　歯肉の腫れ、出血の有無オ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態カ　むせの有無キ　ぶくぶくうがいの状態ク　食物のため込み、残留の有無 |  | 平18-0331005第2の2(19)⑤ |
|  | ※　口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和６年３月日本歯科医学会）等を参考にしてください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)⑥ |
|  | ※　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)⑦ |
|  | ※　口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。 |  | 平18-0331005第2の2(19)⑧ |
| １８　サービス提供体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）については１月につき、（Ⅲ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に１回につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場　　合ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　７５０単位イ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　６４０単位ウ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　３５０単位（２）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　２２単位イ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　１８単位ウ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　　６単位 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 ヌ注 |
| （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第47号イ |
| ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての従業者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | いる　いない |  |
| イ　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 |  |  |
| ウ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | いる　いない |  |
| エ　次のいずれかに適合すること。　ａ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上であること。 | いる　いない |  |
| 　ｂ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。 | いる　いない |  |
| （２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 |  | 平27厚告95第47号ロ |
| ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）アからウまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない |  |
| イ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が１００分の４０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の６０以上であること。 | いる　いない |  |
| （３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 |  | 平27厚告95第47号ハ |
| ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）アからウまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない |  |
| イ　次のいずれかに適合すること。 |  |  |
| ａ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の５０以上であること。 | いる　いない |  |
| ｂ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の６０以上であること。 | いる　いない |  |
| ｃ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対　応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 | いる　いない |  |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の2(20)① |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね１月に１回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。・　利用者のＡＤＬや意欲・　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・　家庭環境・　前回のサービス提供時の状況・　その他サービス提供に当たって必要な事項 |  | 平18-0331005第2の2(20)② |
|  | ※　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(20)③ |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものです。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者としてください。上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。 |  | 平18-0331005第2の2(20)④⑤ |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(20)⑥ |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平18-0331005第2の2(20)⑦ |
| １９　介護職員等処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　基本サービス費からサービス提供体制強化加算までにより算定した単位数の１０００分の２４５に相当する単位数（２）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）基本サービス費からサービス提供体制強化加算までにより算定した単位数の１０００分の２２４に相当する単位数（３）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）基本サービス費からサービス提供体制強化加算までにより算定した単位数の１０００分の１８２に相当する単位数（４）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）基本サービス費からサービス提供体制強化加算までにより算定した単位数の１０００分の１４５に相当する単位数 | いる　いない該当なし | 平18厚告126別表1 ル注1 |
|  | ※　介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧３加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和６年６月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化を行っています。  |  | 令6老03151 |
|  | ※　新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和６年度中は経過措置期間を設けることとします。　具体的には、月額賃金改善要件Ⅰと、職場環境等要件の見直しについては、令和６年度中は適用を猶予します。また、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和６年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和６年度当初から要件を満たしたこととして差し支えありません。　さらに、一本化施行前の令和６年５月３１日時点で旧３加算の全部又は一部を算定している場合には、旧３加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和６年度末までの間、それぞれ新加算Ⅴ（１）～（１４）を算定できます。 |  |  |
|  | ※　賃金改善の実施に係る基本的な考え方介護サービス事業者は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施しなければなりません。　　その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとします。この場合、特別事情届出書の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはなりません。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいです。　　また、令和６年度に、令和５年度と比較して増加した加算額について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければなりません。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とします。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和６年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えありません。 |  | 令6老03152(2) |
|  | ※　新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数１０年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとしますが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとします。　ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはなりません。 |  |  |
| （１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第48号 |
| ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。ａ　当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。ｂ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 | いる　いない　 |
|  | ※　月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）　　新加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。　なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。 |  | 令6老03153(1)① |
|  | 月額賃金改善要件Ⅰについては、令和６年度中は適用を猶予する。そのため、令和６年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和７年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和６年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。 |  |  |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合さらに、令和６年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。 |  | 令6老03153(1)⑥ |
|  | イ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。 | いる　いない　 | 平27厚告95第48号 |
|  | ウ　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | いる　いない　 |  |
|  | エ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | いる　いない　 |  |
|  | オ　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 | いない　いる　 |  |
|  | カ　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていますか。 | いる　いない　 |  |
|  | ※　月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）　　令和６年５月３１日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月３１日までの間において、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。　本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和６年５月３１日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和６年６月から新加算Ⅰを算定した事業所は、令和６年６月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和６年度の実績報告書で報告しなければならない。　また、同様の事業所が、令和６年６月から新加算Ⅴ（１）（旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和７年４月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和７年４月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和７年度実績報告書で報告しなければならない。　なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第４位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。 |  | 令6老03153(1)② |
|  | キ　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｃ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｄ　ｃについて、全ての介護職員に周知していること。ｅ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。ｆ　ｅについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない　 | 平27厚告95第48号 |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）次のアからウまでを全て満たすこと。ア　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。ウ　ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記ア及びイの定めの整備を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 令6老03153(1)③ |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）次のア及びイを満たすこと。ア　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴ等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。イ　アについて、全ての介護職員に周知していること。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記アの計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 令6老03153(1)④ |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）次のア及びイを満たすこと。ア　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。ａ　経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 |  | 令6老03153(1)⑤ |
|  | イ　アの内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記イの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記アの仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  |  |
|  | ク　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。 | いる　いない　 | 平27厚告95第48号 |
|  | ケ　クの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。 | いる　いない　 |  |
|  | ※　職場環境等要件（令和７年度以降の要件）令和７年度以降に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、下記に掲げる処遇改善の取組を実施すること。その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上を実施すること。また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２つ以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 |  | 令6老03153(1)⑧ |
|  | ※　処遇改善の取組（令和７年度以降）・　入職促進に向けた取組①　法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化②　事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築　　③　他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築　　④　職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施・　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　⑤　働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等⑥　研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動⑦　エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度　等導入⑧　上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |  | 令6老0315別紙1表5-1 |
|  | ・　両立支援・多様な働き方の推進⑨　子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備⑩　職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備⑪　有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例　えば、１週間以上の休暇を年に•回取得、付与日数のうち●％以上を取得）を　定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声か　けを行っている⑫　有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている・　腰痛を含む心身の健康管理⑬　業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実⑭　短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施⑮　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施⑯　事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備・　生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組⑰　厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている⑱　現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している⑲　５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている⑳　業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている㉑　介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入㉒　介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器(ビジネスチャットツール含む)の導入㉓　業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。㉔　各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施・　やりがい・働きがいの醸成㉕　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善㉖　地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施㉗　利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供㉘　ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  |  |
|  |  |  |  |
|  | ※　職場環境等要件（令和６年度の経過措置）上記の職場環境等要件の見直しについては、令和６年度中は適用を猶予する。したがって、令和６年度中の職場環境等要件としては、下記に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容を全ての介護職員に周知すること。その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙の取組のうち１以上を実施すること。　　また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 |  | 令6老03153(1)⑧ |
|  | ※　処遇改善の取組（令和６年度中）・　入職促進に向けた取組①　法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化②　事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築③　他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築④　職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施　・　資質の向上やキャリアアップに向けた支援⑤　働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等⑥　研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動⑦　エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度　等導入⑧　上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保　・　両立支援・多様な働き方の推進⑨　子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備⑩　職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備⑪　有給休暇が取得しやすい環境の整備⑫　業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実　・　腰痛を含む心身の健康管理⑬　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施⑭　短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施⑮　雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施⑯　事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備　・　生産性向上のための業務改善の取組⑰　タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減⑱　高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化⑲　５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備⑳　業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |  | 令6老0315別紙1表5-2 |
|  | 　・　やりがい・働きがいの醸成㉑　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善㉒　地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施㉓　利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供㉔　ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  |  |
|  | コ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていますか。 | いる　いない　 | 平27厚告95第48号 |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算の届出を行っていること。 |  | 令6老03153(1)⑨ |
| （２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のアからケまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない　該当なし | 平27厚告95第48号 |
| （３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のアａ及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない　該当なし | 平27厚告95第48号 |
| （４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）のアａ、イからカまで及びケに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる　いない　該当なし | 平27厚告95第48号 |
| （５）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　右記参考を確認し、適合の有無を確認すること。 | いる　いない　該当なし | 平27厚告95第48号 |
| 第１０　その他 |
| １　介護サービス情報の公表 | 指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 | いる　いない | 法第115条の35第1項 |
|  | ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象です。 |  | 施行規則第140条の44 |
| ２　法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日　　　[平成・令和 年 月 　 日]法令遵守責任者　職名 [ 　　　 　 ]氏名 [ 　　　 　 ] | いる　いない | 法第115条の32第1項、2項 |
|  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容◎　事業所の数が２０未満 ・　整備届出事項：法令遵守責任者・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者　氏名等、法令遵守責任者氏名等◎　事業所の数が２０以上１００未満・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者　氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要◎　事業所の数が１００以上・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実　施・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者　氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  | 施行規則第140条の39 |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | いる　いない |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | いる　いない |  |
|  |  |  |  |
|  | ※　具体的な取組を行っている場合には、次のアからカに□にチェックを入れてください。なお、カについては、内容を記してください。 ア　介護報酬の請求等のチェックを実施イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っているウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施しているオ　法令遵守規程を整備している カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　ア□　イ□　ウ□　エ□　オ□　カ |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる　いない |  |